

2. 前項にかかわらず、約定返済日における当座貸越残

第1条(借主との契約の成)

- ## 第2条(取引方法)

第3条(利用限度類)

- 第1条(契約期限等)

3. 期間満了日の前日までに当事者の一方から期限延長をしない旨の申出がなされた場合は次によることとします。

- 第5条(満69歳以降の取り扱い)

第6条(借入方法)

1. 借主が、預金口座のキャッシュカード及びATMを

第7条(自動融資)

第8条(貸越利率等)

- 第9条(約定返済額)

前月5日現在の貸越残高	毎月の約定返済額
1万円未満の場合	前月5日現在の貸越残高、及び返済日前日までの利息
1万円以上5万円以内の場合	10,000円
5万円超の場合	20,000円

- 第11条(任意返済)

第12条(期限前の全額返済)

- (1) 当行に対する債務の一つにでも返済が遅れているとき。
- (2) 当行との取引約定の一つにでも違反したとき。
- (3) 借主が振り出した手形の不渡りがあり、又は借主が発生記録した電子記録債権が支払不能となるとき。

4. 第2項第5号に規定する事由のいずれかが発生し期限の利益を失ったことにより、借主に損害が生じた場合にも、借主は、当行になんらの請求をしません。

第13条(貸越の中止)

入力を中止す

- 第15条(当行によ

2. 前項の相殺が

- 第16条(借主から)

書面によるも

- 第17条(債務の返還)

第18条(危険負担)

2. この取引による
その他の書類

- 第19条(成年後見)

2 行に届け出る
借主又はその

- 第20条(届出事項)

第21条(報告及び検査)

1. 当行は、当行

3. 前項の相当其

- 行本店又は支
所とす。

又は特殊知能
下これを「

- (3) 自己もしくは

を有するこ

- (3) 取引に関し
る行為

以上